

令和2年土佐清水市議会定例会9月会議会議録

第23日（令和2年9月29日 火曜日）

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

議事日程

日程第1 議案第52号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第74号「工事請負契約の締結について」までの議案23件を一括議題（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

議員定数 12人

現在員数 12人

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

出席議員 11人

1番	谷口佳保君	2番	弘田条君
3番	武政健三君	4番	山崎誠一君
5番	吉村政朗君	6番	作田喜秋君
7番	岡本詠君	9番	細川博史君
10番	前田晃君	11番	浅尾公厚君
12番	永野裕夫君		

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

欠席議員 1人

8番 甲藤真君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

事務局職員出席者

議会事務局長	窪内研介君	局長補佐	中嶋由美君
議事係主幹	佐野舞君	主	任 佐竹ひとみ君
主幹	猿田光一君		

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

出席要求による出席者

市 長	泥谷 光信 君	副 市 長	磯脇 堂三 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	戎井 大城 君	税 務 課 長 兼 固 定 資 産 評 価 員	西原 貴樹 君
企 画 財 政 課 長	横山 英幸 君	総 務 課 長（併） 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	中津 健一 君
危 機 管 理 課 長	倉松 克臣 君	消 防 長	宮上 眞澄 君
消 防 次 長 兼 消 防 署 長	味元 博文 君	健 康 推 進 課 長	山下 育 君
福 祉 事 務 所 長	井上 美樹 君	市 民 課 長	中津 恵子 君
まちづくり対策課長	中尾 吉宏 君	観 光 商 工 課 長 補 佐	公文 麻衣 君
農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	和泉 政彦 君	水 道 課 長	吉永 敏之 君
じ ん け ん 課 長	早川 聡 君	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム し お さ い 園 長	岡田 旭生 君
収 納 推 進 課 長	谷崎 清 君	教 育 長	弘田 浩三 君
こ だ も 未 来 課 長	伊藤 牧子 君	生 涯 学 習 課 長	田村 五鈴 君
教 育 セ ン タ ー 所 長 兼 少 年 補 導 セ ン タ ー 所 長	亀谷 幸則 君		

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和 2 年土佐清水市議会定例会 9 月会議、第 23 日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻・欠席者について御報告いたします。8 番甲藤眞君が所用のため、欠席する旨、届出がありましたので御報告いたします。

日程第 1、市長提出、議案第 52 号「令和 2 年度土佐清水市一般会計補正予算（第 5 号）について」から議案第 74 号「工事請負契約の締結について」までの議案 23 件を一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 山崎誠一君。

（予算決算常任委員会委員長 山崎誠一君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（山崎誠一君） おはようございます。予算決算常任委員会審査経過の概要と結果報告をさせていただきます。令和 2 年土佐清水市議会定例会 9 月会議で付託

を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第52号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出中、5款2項2目林業振興費について

木とともに子どもの成長を見守る事業について、委員から、事業概要では、保育園、幼稚園等に木製のおもちゃを配布するとのことであるが、本市の材木で製作されるのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、予算計上に当たり候補として挙げたのは安芸市の業者で、その業者は県産材を使ったおもちゃを作っているとのことであります。

また、委員から、おもちゃの製作も本市ではなく安芸市で行うのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、正式な業者選定は予算可決後となるが、森林環境譲与税を使うという性質上、国産の間伐材を使うなどの環境保全に配慮された取組を行っている業者である必要があり、また、小さな子供の手に渡るため、安全確保も十分になされていることも業者選定に当たっては重要となってくる。その点を十分検証した上で業者を決定したいと考えており、結果的に市外の業者になることも考えられる。文房具については、市内業者に発注できるものは市内業者に発注したいと考えているとのことであります。

さらに委員から、市内の木材を指定できないのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、土佐清水市産というような特別にブランディングされていない場合は共販所に持ち込まれ、高知県産材として扱われている。市産材を指定するということは商談によるところもあるが、現状は考えていないとのことであります。

加えて委員から、この事業は森林環境譲与税の趣旨に基づいて指定された事業とのことであり、木のよさを認識するという点ではよい取組だと思うが、提案の経緯はとの質疑に対し、執行部から、比較的馴染みのある言葉の中に、食と教育をミックスした食育という言葉があるが、木と教育をミックスした木育という理念があり、予算審議における事業説明書の文言は、その木育の理念を記載している。木育の理念は、木に触れる様々な体験が、単に木についての理解を深めるだけではなく、鋭い感性や環境問題に対する理解の基礎を育むものであるとされており、本事業は、この理念に我々が賛同し、提案した事業であるとの説明があり、了承いたしました。

同じく、歳出中、8款1項6目災害対策費について

ヘリコプター離着陸場整備事業について、委員から、設置場所、構造、設計工事期間及びヘリコプター離着陸場とヘリポートとの違いについての質疑があり、執行部の説明によりますと、ヘリポートには大別すると2種類あり、飛行場の部類に入る常設のもの、以布利にあるような常設のものと、それ以外に回転翼のものは飛行場外で離着陸できる広場のようなところに着陸

ができることとなっており、これを飛行場外離着陸場と呼び、今回の整備は離着陸場になるということです。

場所については、総合公園内にある、昨年災害物資受入集配施設として完成した防災物資配送拠点施設前の土地を整備予定。仕様については、通常のアスファルト舗装を行い、周りは簡単に人が入れない程度のフェンスで囲い、ヘリコプターが降りる場所には丸にHマークを表示する。大きさはヘリコプターの投影面の長さ及び幅を考慮した規定に合致した広さになり、尻貝の以布利ヘリポートと同等であり、広さ的には問題のない施設を整備したいと考えている。

竣工予定については、構造物がないので土地をならし、舗装しHマークを描きフェンスを設置する程度の工事であり、年度内に完成予定とのことです。

さらに委員から、災害時の使用は無論だが、事業の目的に、コロナ禍にとの記載がある。財源としては一般財源となっているが、コロナに関連して臨時交付金が使えないのかとの質疑に対し、執行部から、臨時交付金の対象となるものと見込んでいるとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第73号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出中、6款1項4目観光商工施設費について

屋外観光施設等緊急整備事業について、委員から、事業概要では、竜串・見残し周辺の施策として、見残し海岸の売店をカフェテラス休憩所仕様にするとのことであるが、場所、使用方法、誰が行うのか、どういったサービスを提供するのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、見残しには売店があるが、シロアリの食害と老朽化が進みシャッターもないような状況であり改修を行う。また、テーブル、椅子などの備品の配置により魅力あるものに改修し、繁忙期には地元の竜串振興会とも相談しながら、コーヒーなどを提供できるカフェテラス仕様に整えていくとのことです。

また委員から、連休時等はカフェテラスとして休憩所を活用することを了承した。以前は売店で土産物なども売っておりにぎやかだった。見残しを多くの人が訪れるよう、竜串・見残し周辺の施設整備を要請し、了承いたしました。

3、議案第53号「令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」

議案第54号「令和2年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

議案第55号「令和2年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

議案第56号「令和2年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算

(第1号)について」

議案第57号「令和2年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」

以上、5件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました補正予算案について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第58号「令和元年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第65号「令和元年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について報告いたします。

審査は、令和元年度歳入歳出決算書及び決算審議における事業説明書等を基本資料として、9月23日、24日の2日間、市長、副市長、会計管理者、各関係課長等の出席を求めて、質疑及び意見を述べ、これに対する執行部の説明を求める方法で行いました。

一般会計につきましては、一般会計の総額、歳入決算額9億5,375万5,576円、歳出決算額9億2,777万6,473円、歳入歳出差引残額1億2,597万9,103円、翌年度に繰り越すべき財源1,359万5,825円を控除後の実質収支額は1億1,238万3,278円の黒字決算となっております。

審査におきまして、指摘や要請などをいたしました主な事項については、次のとおりであります。

4、議案第58号「令和元年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」

(1) 歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出中、3款1項7目介護保険対策費について

介護人材育成支援事業補助金について、委員から、研修の受講料の一部を援助するということが、実績5人で1人幾らぐらにかかっているのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、研修の種類にもよるが、約2万円から4万円の範囲となっているとのことであります。

また、委員から、研修によって満額助成になることもあると理解してよいのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、受講料については2分の1の補助となっており、合わせて宿泊費についても4,000円を上限として補助しており、平均して1人当たり3万円程度になるとのことであります。

さらに、委員から、仮に有資格者が研修・講習を受けなかった場合は資格を喪失するのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、失効はするが再講習により資格が復活するとのことであります。

重ねて委員から、事業効果は有資格者の確保を図ることができたこと、資格喪失を防いだと

いう解釈でよいのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、研修を受けず資格を喪失することは防ぐことができたと考えているとのこととあります。加えて、執行部から、今年度から市内の事業所に在籍する市外の方も補助の対象としているとの説明があり、了承いたしました。

同じく、歳出のうち、3款2項2目保育所運営費について

保育士等巡回支援事業について、委員から、若手保育士の離職防止の取組として始まった事業だと把握している。即効果が出るものではないと理解しているが、事業の動向はとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、昨年10月から保育士支援アドバイザー1名を配置し、毎月1回各園を訪問する中で、悩み相談や若手保育士に保育の進め方等の支援を行っているとのこととあります。

また、委員から、保育士不足が聞かれる中、離職が多くなると保育園は厳しい運営になるため、巡回支援の充実が重要になるが、不用額が予算の半分近く出ているのは、コロナ対策で巡回が減ったことが原因かとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、2月、3月はコロナの影響でほとんど巡回できなかったとのこととあります。

また、補正予算可決後の10月当初は、各園の状況を把握するため全園を巡回し、その後も園からの研修依頼、保護者対応の相談、保育士間のコミュニケーション等について来園の要請があれば、園を回って相談、研修等の指導、助言を行い、各園以外でも学童保育や放課後子ども教室へも訪問しているとのこととあります。

また、委員から、相談内容は公表されているかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、報告書としてアドバイザーから教育委員会へ提出された内容については、個人情報に関係するので公開していないとのこととあります。

さらに、委員から、指導内容についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、毎回の報告書で指導すべき点を幼保支援係とアドバイザーが協議し、必要に応じて園長や園長を通じて保育士に助言をしているとのこととあります。

重ねて委員から、職場環境が改善に向かっているかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、アドバイザーの巡回により、すぐに改善されるということはないが、コミュニケーションを取りながら徐々に雰囲気はよい方向に向かっている。また、悩みを園長や主任に言えない保育士がアドバイザーには相談できているケースもあるとのこととあります。

関連して、委員から、巡回指導を望む声が保育現場からあったのか、アドバイザーについて保育現場の声はどうかとの質疑に対し、執行部から、本事業を始めるに当たり、園長会を開催し意見を聴取したところ、アドバイザー事業を進めてほしいという声があった。事業実施後、臨時の保育士も含めて全員にアンケートを取った結果、様々な意見はあったが、アドバイザー

に来ていただいてよかったという声があった。園長にとっては悩みを打ち明ける場が少ないこともあり、今後の保育士指導に生かすことができたという声も聞いているとの説明があり、委員から、保育士等巡回支援は実効性がある。今後も事業の継続を要請し、了承いたしました。

同じく、歳出のうち、6款1項3目観光振興費について

足摺宇和海国立公園竜串エリア利用計画策定事業について、委員から、アンケート調査の内容について説明を求めました。執行部の説明によりますと、足摺黒潮市場前と竜串で実施したアンケートの内容は、住まい、年齢、性別、旅行先に土佐清水市を選んだ理由や滞在日数などで、観光客からは食べる場所が少ないのではないかという意見もあり、ランチを提供している店舗を募り、マップにまとめたとのこととあります。

また、新名神高速道路・宝塚北サービスエリアでもアンケート調査を実施し、土佐清水市及び竜串の知名度について調査を行った。調査結果としては、足摺岬は知っているが土佐清水市や竜串を知らない方も多く、竜串の知名度やブランディング化を行う上で今後も活用していきたいとのこととあります。

また、委員から、アンケート調査に基づき、竜串エリアなどの利用計画は立てたのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、アンケートは観光客目線でどういうことが求められているかの洗い出しを行い、また、国立公園竜串エリア利用計画を進める会のメンバー20～30人で直接竜串エリアを歩き、段差や看板の見づらさなどについて自分たちでも洗い出しを行い、全てを集約して今回の計画書を作成しているとのこととあります。

さらに、委員から、この計画は令和2年2月に発行されているが、アフターコロナ以降の観光戦略の見直しは行ったのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、その時点ではコロナがなかったので触れていないが、その後、それぞれの旅館や体験観光などでコロナ対策を行い、今も対策について話をしているところであり、今後もコロナ対策の補助金を活用した施設の改修や、スペース確保のための屋外体験観光の磨き上げなどで対応を行っていきたいとのこととあります。

委員から、609万4,000円のコンサルタント業者への委託についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、竜串エリア利用計画を進める会を立ち上げ、その会の主導や5か年計画で進めるに当たり、修繕などの大まかな事業費の概算や期間、議論も含めた事業計画の取りまとめなどを委託したとのこととあります。

加えて委員から、先進地視察についての質疑があり、執行部から、兵庫県及び岡山県を訪問し、竜串エリアで地域の皆さんが企画しているマルシェについての視察や、竜串エリアの資源を生かすための先進地視察を行ったとの説明があり、了承いたしました。

5、議案第59号「令和元年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて」

議案第 6 0 号「令和元年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第 6 1 号「令和元年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第 6 2 号「令和元年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第 6 3 号「令和元年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第 6 4 号「令和元年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第 6 5 号「令和元年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、7 件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上の意見を付して、議案第 5 8 号「令和元年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第 6 5 号「令和元年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの一般会計及び各特別会計歳入歳出決算につきましては、採決の結果、全会一致により、それぞれ認定することと決定いたしました。

なお、決算審査を通じて、次年度の予算に反映するよう意見があった事項や各委員から指摘のあった事項などについては、今後の予算編成・予算執行においても十分留意されるよう要請いたします。

以上で審査の報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 続いて、総務文教常任委員会委員長 弘田 条君。

（総務文教常任委員会委員長 弘田 条君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（弘田 条君） おはようございます。令和 2 年土佐清水市議会定例会 9 月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第 6 8 号「土佐清水市土地開発公社の解散について」

執行部の説明によりますと、昭和 3 0 年代、4 0 年代において、高度経済成長により右肩上がりに日本経済が発展し、地価が高騰を続け、この地価の高騰は地方自治体にも大きな影響を与えることとなった。地方自治体がまちづくり、都市基盤の整備、それに伴う公共施設整備などを進めるに当たっては、なかなか予定どおりに進まないという事態が全国的な課題となった。

このような時代背景の中、土地開発公社の創設を規定した「公有地の拡大の推進に関する法律」が昭和 4 7 年 1 2 月 1 日から施行された。

本市の土地開発公社は昭和５２年２月１８日に設立した。土地開発公社を設立した当時は全国的に地価が高騰しており、本市も同様な状況にあり、建設等に必要な土地を地価が上昇する前に購入することが必要かつ重要なことであった。土地開発公社は市の１００％出資により設立して以降、市内公共施設の建設用地や公園用地、道路、街路用地などの先行取得を中心とした業務を担いながら、自主事業として住宅分譲を行うことで、本市のまちづくり、都市基盤の整備に大きな役割を果たしてきた。

バブル経済の崩壊後、地価の下落傾向が続く中、全国的に土地開発公社による公共用地の先行取得の必要性が低下してきた。自治体財政の逼迫と公共事業縮小の影響により、公共用地を取得する必要性も低下している中、土地開発公社の数は平成１１年度をピークに全国的に減少の一途をたどる状況となってきた。高知県内においても、平成１６年度以降に解散した土地開発公社の数は２０団体に達しており、現存する公社は８団体となっている。幡多地域においては、平成１７年度に大月町、大方町及び佐賀町、平成２３年度に四万十市、平成２７年度には宿毛市が土地開発公社の解散を実施しており、現存するのは本市と三原村となっている。

このような状況の中、地価の下落傾向が継続する現状においては、用地を先行して取得する必要もほとんどなく、今後は事業に伴う大規模な公共用地を取得する予定もなく、土地開発公社は担うべき役割を終えたものと判断し、本年度をもって解散することを提案するものであるとのことであります。

委員から、今後、市が土地を必要とする場合、どう対応するのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、事業を担当する所管課で必要が生じた場合には、当該所管課が土地買収を担当するとのことであります。

さらに委員から、一般会計から土地開発公社に支出していた予算についての質疑に対し、執行部から、現在、職員が１名在籍しており、賃金、運営費用等を補助金として土地開発公社に支出しているが、解散すればその分は削減されとの説明があり、了承いたしました。

２、議案第６６号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第６７号「財産の取得について」

議案第７１号「四万十市、宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」

議案第７２号「訴えの提起について」

以上、４件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案第７１号については賛成多数により、そのほかの議案については全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君） 続いて、産業厚生常任委員会委員長 武政健三君。

（産業厚生常任委員会委員長 武政健三君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（武政健三君） 産業厚生常任委員会審査結果の概要と結果報告をさせていただきます。令和２年土佐清水市議会定例会９月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

１、議案第７４号「工事請負契約の締結について」

執行部の説明によりますと、本市の重点事業であります、メジカ産業再生プロジェクト事業による施設整備、土佐清水市共同加工施設新築工事の入札を９月９日に行い、設計金額７億４,２０９万３,０００円（税込み）に対し、前田建築有限会社が落札金額７億３,４８０万円（税込み）、請負率９９.０２％で落札し、工期は令和２年１０月から令和３年７月を予定しているとのことであります。

施設の概要は、用途が宗田節などメジカ加工品の前処理加工、主にメジカをゆでる煮熟作業と、煮熟したメジカの骨抜き作業を行う施設であり、加工量は１日１０トンから１５トンを想定しているとのことであります。

委員から、入札業者は何社あったのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、６社とのことであります。

また、委員から、地元の節納屋業者の方々と計画や段取りの打合せはできているのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、この施設は全ての前処理を行う施設ではなく、自社の工場のできる分については自社でしていただき、メジカ産業再生プロジェクト事業で増産するメジカについては、この工場で行っていく計画となっている。また、各地に宗田節の工場があるが、煮熟の窯などの老朽化や排水処理の問題、従業員の高齢化も進んでおり、この施設を有効に使っていただき、自社の工場と併せて増産に努めていただくよう計画を進めているとのことあります。

別の委員から、事業費の内訳についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、総事業費が税込み７億３,４８０万円のうち、国庫補助金が補助率３分の２の４億８,９８６万６,０００円、県負担金が補助率２０分の１で３,６７４万円、その残りが本市の負担となるが、さらに過疎債を適用すると７０％が交付税で充当されるため、本市の実質の負担金は６,２４５万８,２００円となるとのことあります。

また、別の委員から、排水の臭い対策についての質疑に対し、執行部から、煮熟方法が若干変わり、今までは煮汁をその日のうちに排水していたが、今回の煮熟の計画は排水も３日に１回、半分流して徐々に浄化していくシステムを採用したことから、臭気も従前よりかなり抑えられ、寿命も長いと想定されとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第69号「市道路線の廃止について」

議案第70号「市道路線の認定について」

以上、2件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上で審査の報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

7番。

（7番 岡本 詠君自席）

○7番（岡本 詠君） 議案第69号、そして70号の報告について、以上2件については特に意見もなく了承いたしましたというふうになっていますが、質疑したと思いますし、意見といますかね、そういうやり取りあったと思うんですけど、こういう報告になっている理由をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 委員長。

（産業厚生常任委員会委員長 武政健三君委員長席）

○産業厚生常任委員会委員長（武政健三君） その質疑に対しましては、内容というのは場所

はどこかということでしたので、それは地図を見て説明して終了したというふうに認識しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7 番。

（7 番 岡本 詠君自席）

○7 番（岡本 詠君） ほかにもまだあったと思うんですけど、そういったことがなぜ意見もなくということになっているか、この理由を聞いているんです。

○議長（永野裕夫君） 岡本議員にお願いをいたします。岡本議員、産業厚生常任委員会の委員でございますので、なるべくそのことについては、その後、委員会報告の中で委員長に全てを任せたとということになっておりますので、また後で、そのことについてはお聞きを願いたいというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

岡本議員。

（7 番 岡本 詠君自席）

○7 番（岡本 詠君） 議長の後でという意味も分かりませんが、一応、委員長、副委員長に一任はしています。ただ、その一任した結果がこういうことであれば、疑義がありましたので今質疑として質問しています。

○議長（永野裕夫君） 武政委員長。

（産業厚生常任委員会委員長 武政健三君委員長席）

○産業厚生常任委員会委員長（武政健三君） その内容につきましては、そんなに問題ないことと認識しておりまして、それで削除させていただきました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7 番。

（7 番 岡本 詠君自席）

○7 番（岡本 詠君） 最後です。質疑として、先ほど言っていただきました場所がどこかということと、あと路線の廃止、また認定について、どこまでのラインまでを認定するかというのは、地元の声はちゃんと聞いていますかということを質問したんですけど、それは大した意味がないという認識ですか。

○議長（永野裕夫君） 岡本議員に申し上げます。この論議につきましては、委員会で十分精査し、それから委員長のほうが結果、結論はそういうことであるというふうになっておりますので、このことについてはこれ以上の論議をする必要は全くないというふうに認めます。それで、このことについてまだ掘り下げて話を聞きたいということにあれば、これが終わった後に、ぜひ委員長と論議をしていただきたいというふうに思います。

岡本議員。

(7 番 岡本 詠君自席)

○ 7 番 (岡本 詠君) 委員長はそれでいいんでしょうか。

○議長 (永野裕夫君) 武政委員長。

(産業厚生常任委員会委員長 武政健三君登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 (武政健三君) いいと思います。

○議長 (永野裕夫君) 3 回終わりましたので、以上で終わります。岡本議員。

○ 7 番 (岡本 詠君) 委員長がそういう考えということが分かりました。ありがとうございます。

○議長 (永野裕夫君) それでは続いてまいりたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前 10 時 38 分 休 憩

午前 11 時 05 分 再 開

○議長 (永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

7 番、岡本 詠君。

(7 番 岡本 詠君登壇)

○ 7 番 (岡本 詠君) 議案第 74 号「工事請負契約の締結について」に反対の立場で討論いたします。

私は、委員会審査の段階では、この議案について一応賛成をしていました。しかし、その後、近隣住民からの話を聞いて、今回は賛成できない考えに変わりました。

理由は、近隣住民から市の説明不足や生活環境への懸念、さらにこの施設に対しての反対の意見があったためです。具体的には、このような声があります。3 年ぐらい前に一度説明があったが、よく理解できなかった。九州へ視察に連れていってもらったが、そこの施設は住民への影響を考え、人里から離れた場所に造られていて、さらに対策が完璧になされていたと。しかし、土佐清水市は、このような民家に隣接した場所に造るということで、これでは視察の内

容が生かされていない。また、何を造るのか聞いておらず、魚の加工施設ならば反対といった、住民からは不安や反対の声があります。

担当課は計画当初の段階で一定説明をされているようですが、住民はほとんど理解されていないようです。やはり、行政としてしっかりと説明をした上で住民の意見も聞き、丁寧に対応していくべきだと考えます。このまま議案が可決されれば近隣住民から不安の声が上がる中、なし崩し的に事業が進められてしまいますし、行政として本来あるべき姿ではないと考えます。

以上のことから、このような状況の中では賛成することはできないと考え、今回は反対とさせていただきます。議員各位には、住民から不安や不満の声があるということを十分にお考えの上、採決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 続いて、討論の通告がありますので発言を許します。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君自席）

○10番（前田 晃君） 市民のこえの前田晃です。私は、議案第71号「四万十市、宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」に対して、反対の立場で討論を行います。

初めに、私は少子高齢化と過疎化の進む幡多地域の自治体が、地域全体の活性化を図る目的で協力し、連携することについては大いに必要だと考えていること、また、今回提案されています四万十市への看護系4年生大学の誘致についても、もし実現をすれば幡多地域に初の4年生大学の誕生ということになり、地域での教育、文化活動の広がりや、学生、若者の定住の促進、また、地域経済の活性化にもつながることが期待でき、この点についても高く評価をしていることを、まず申し上げておきたいと思います。

しかしながら、その上でなお、今回の提案については2つの理由で反対をせざるを得ません。

その1つは、四万十市がこの看護大学の誘致先として挙げているのが、学校の統廃合計画の対象になっている下田中学校で、下田中のこの統合を前提に大学誘致を進めようとしていることとあります。この下田中の統合計画については、下田中の保護者や地域から強い反対の声が上がっているとも聞いております。提案されている看護大学誘致を理由に、学校の存続を願う保護者や地域住民の声を押し切って学校統合が強行されるのではないかと、その点を強く危惧するところとあります。

2つ目は、誘致先の保護者住民との合意に至っていないこの大学誘致を、この段階で協定書に書き込んで提案をすることが適切かどうかということです。協定書に書き込む内容は、例えば幡多地域住民の足であるくろしお鉄道を守るとか、宿毛佐伯フェリーを再開するなど、協定に参加する自治体の住民の誰もが賛同し、納得できる内容でなければなりません。今回の看護

大学の誘致は中学校の統合問題と関わって、四万十市の中で住民合意に至っていない問題ですので、まず四万十市がこの問題を先に解決することが必要だと思います。住民の賛同が得られ、問題が解決した上で、初めて今回の提案がなされるべきではないでしょうか。今の段階で本市議会がこの議案を承認することは、四万十市や住民への外部からの圧力になりかねず、その点の配慮も必要だと考えます。

したがって、今回の議案は協定書の提案としては不適切で、時期尚早と言わざるを得ず、また、四万十市が問題を解決した上で、再度提案をされることを強く求めるものであります。

以上の理由で、議案第 7 1 号に対する反対の意思を表明しまして、私の討論を終わります。

○議長（永野裕夫君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第 5 2 号「令和 2 年度土佐清水市一般会計補正予算（第 5 号）について」、議案第 5 3 号「令和 2 年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」、議案第 5 4 号「令和 2 年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」、議案第 5 5 号「令和 2 年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」、議案第 5 6 号「令和 2 年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第 1 号）について」、議案第 5 7 号「令和 2 年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第 1 号）について」及び議案第 7 3 号「令和 2 年度土佐清水市一般会計補正予算（第 6 号）について」の補正予算案 7 件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって、議案第 5 2 号から議案第 5 7 号までの 6 件及び議案第 7 3 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 8 号「令和元年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 5 9 号「令和元年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 6 0 号「令和元年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 6 1 号「令和元年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 6 2 号「令和元年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 6 3 号「令和元年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認

定について」、議案第 6 4 号「令和元年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について」及び議案第 6 5 号「令和元年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」の決算認定に係る議案 8 件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 5 8 号から議案第 6 5 号までの 8 件は、認定されました。

次に、議案第 6 6 号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 6 6 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 7 号「財産の取得について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 6 7 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 8 号「土佐清水市土地開発公社の解散について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 6 8 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 9 号「市道路線の廃止について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号「市道路線の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号「四万十市、宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立多数であります。

よって、議案第 71 号は、可決されました。

次に、議案第 72 号「訴えの提起について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 72 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立多数であります。

よって、議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、市議会議案第 2 号「「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第 2 号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第2号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第2号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君登壇）

○1番（谷口佳保君） 意見書の内容を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより、来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5、とりわけ固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了

すること。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

市議会議案第２号については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第２号は委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第２号について、原案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、市議会議案第２号は原案のとおり可決されました。

ただいま、市議会議案第３号「「教職員の多忙化解消と教育課程の見直しを求める意見書」の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第３号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第３号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第３号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

１０番、前田 晃君。

(10 番 前田 晃君登壇)

○10番(前田 晃君) 意見書の提案の前に、皆さんにお断りをしておきたいと思います。
この意見書は、国と高知県に提出するものとして、1つは案文で提案させていただいておりますけれども、提出の際には国と県の権限の違いがありますので、表記、記述を若干修正をして提出することになることを御了解いただきたいと思います。

それでは、案文を読み上げて意見書の提案に代えさせていただきます。

教職員の多忙化解消と教育課程の見直しを求める意見書(案)。

文部科学省が行った公立小学校・中学校等教員勤務実態調査(2016年度)では、教員の勤務時間は10年前からさらに増加し、月80時間の超過勤務を行っている教職員が多くいることが明らかになっている。土佐清水市でも早朝勤務を含めて1日2時間から5時間の超過勤務が日常化しており、多忙化による教職員の身体的・精神的な負担の増加、家庭生活へのしわ寄せなど、多くの問題が生じている。

こうした教職員の勤務実態は、子供の話にじっくり耳を傾けることができない、授業の準備ができない、勉強が遅れている子供に教える時間が取れないなど、子供たちの学習活動にも大きな影響を及ぼしている。

これらの問題の解決には、多忙化の一番の要因となっている膨大な量の教育内容を削減する、教育課程の見直しが必要である。

また、新型コロナウイルス対策として小・中学校での机間1メートル以上が必要とされているが、現行の40人学級では十分に確保できないケースが生まれている。ソーシャルディスタンスを確保する少人数学級の実現とともに、そのための教職員の増員が求められている。

よって、下記の事項を強く要請する。

- 1、時間外勤務と多忙化の解消
- 2、教育課程の見直し(県には「教育課程の見直しを国へ要請すること」)
- 3、少人数学級の早期実現と教職員の増員

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

市議会議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第3号は委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第3号について、原案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、市議会議案第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま、市議会議案第4号「「妊産婦医療費助成制度創設」を求める意見書」の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第4号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第4号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第4号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君登壇）

○1番（谷口佳保君） 意見書案の内容を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

「妊産婦医療費助成制度創設」を求める意見書（案）。

2016年、妊娠から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援の方針が決定され「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。

2018年12月8日には参議院本会議で「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」が全会一致で成立し、全ての妊婦と子供に、妊娠期から成人期まで切れ目ない医療・教育・福祉を提供する重要性が明記され、国や地方公共団体、関係機関には必要な施策を実施する責務があ

るとされました。

周産期医療の充実には、早期発見、早期治療が求められます。しかし、低出生体重児や早産、未受診のハイリスク出産が大きな課題となっている現実があります。切れ目ない医療が提供されるためには、全国全ての自治体で実施されている「乳幼児医療費助成制度」と同様の「妊産婦医療費助成制度」が求められます。

既に１３道県１５６市町村で行われているこの制度の創設は、「少子化先進県といえる高知県において、安心・安全な妊娠・出産の確立は絶対的に必要なものであり、妊産婦の健康保持に医療費助成の制度は極めて有力な制度となり得ます」と、高知県産婦人科医会の見解にあるとおりです。

育成基本法の趣旨の実現と少子化対策の充実のために、高知県においても、妊産婦医療費助成制度が創設されるよう強く要望します。よろしくお願いします。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

市議会議案第４号については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第４号は委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第４号について、原案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、市議会議案第４号は原案のとおり可決されました。

ただいま、市議会議案第５号「消費税減税を求める意見書」の提出について」が提出され

ました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第5号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第5号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第5号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君登壇）

○7番（岡本 詠君） 意見書を読み上げて提案理由の説明といたします。

消費税減税を求める意見書（案）。

内閣府が8月17日に発表した2020年4月から6月期の国内総生産（GDP）は前期比7.8%減、年率換算で27.8%もの減となり、リーマンショック時を超える戦後最悪の下落となった。雇用者報酬がマイナス3.7%となり、とりわけ家計消費が30%以上も落ち込んだことがGDPを大きく押し下げた原因である。

GDPのマイナス成長は、昨年10月～12月期から3期連続であり、昨年10月の消費税10%増税の影響の上に、今回の新型コロナウイルスの感染拡大が重大な追い打ちをかけたことは明らかである。

中小企業者は増税による売上げの減少に加え、コロナ危機での自粛の影響をもろに受け、その多くがこのまま事業を続けられるかどうかの瀬戸際に立たされている。県民所得が全国最低クラスの当県にとって、消費税増税とコロナ危機の影響はより深刻である。

コロナ危機から暮らしを守り、日本経済、高知県経済を立て直す最も有効な景気対策の1つが消費税の減税である。

消費税減税は、その効果が全ての国民に満遍なく、直ちに行き渡るものである。さらに、コロナ危機は今後も長期にわたって影響が予測されるが、消費税減税は一旦税率を下げればその効果が先々まで続くものであり、この面でも経済対策として極めて有効である。今こそ政府の決断で、消費税減税に踏み出すことを強く求めるものである。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

市議会議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第5号は委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第5号について、原案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立少数であります。

よって、市議会議案第5号は否決されました。

ただいま、市議会議案第6号「「国の『持続化給付金』等や地方自治体の『給付金・支援金』等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書」の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第6号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第6号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第6号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君登壇）

○10番（前田 晃君） 案文を読み上げて提案に代えさせていただきたいと思います。

「国の『持続化給付金』等や地方自治体の『給付金・支援金』等に対して課税されない仕組みの構築を求める」意見書（案）。

コロナ危機に対し、国は、中小企業・小規模事業者への救済策の1つとして、今回の感染症拡大の影響を受け、売上げが半減した事業者の事業継続を支援するため、持続化給付金という形で、法人事業者に対し200万円、個人事業者（フリーランス）に対し100万円を上限に給付を行っています。並びに、家賃支援給付金も法人に対して600万円、個人事業者（フリーランス）に対して300万円を上限に給付を行っています。

また、自治体においても給付金や支援金を支給し事業者支援を行っています。

しかし、現行の税制度では、国や自治体が事業者に給付する給付金・支援金は課税対象となるため、事業者の実質的な受取金額に影響が出ます。

事業収入の減少を理由に事業継続を支援するための給付金であることから、税法上は収益補償金、もしくは経費補償金として課税の対象となります。

しかしながら、今回の支援金・給付金にあつては、緊急時における特別的な救済策であることを念頭に置き、課税対象としないような措置を取るべきと考えます。

よって、国におかれましては、事業者が給付金、支援金を満額受け取れるように、給付金・支援金等に対して課税されない仕組みの構築を強く要望します。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

市議会議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第6号は委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第6号について、原案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立少数であります。

よって、市議会議案第6号は否決されました。

ただいま、市議会議案第7号「「核兵器廃絶のため、日本政府の積極的役割を求める意見書」の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第7号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第7号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第7号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君登壇）

○10番（前田 晃君） 度々登場で申し訳ありません。これが最後になると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

案文を読み上げまして、提案理由に代えさせていただきたいと思います。

核兵器廃絶のため、日本政府の積極的役割を求める意見書（案）。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに悪の烙印を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものとなっています。

また、条約は核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、ア

フリカ、太平洋諸国の８２か国、批准国は４４か国（２０２０年８月９日現在）となり、発効に必要な条件（５０か国）まで、あと６か国となりました。

アメリカの核の傘に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度を直ちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力するあかしとして、日本政府に対して核兵器廃絶へ積極的な役割を果たし、核兵器禁止条約に署名し、批准することを強く求めます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

市議会議案第７号については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第７号は委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第７号について、原案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立多数であります。

よって、市議会議案第７号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました市議会議案については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第４３条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

9月定例会議に提案申し上げました各議案につきましては、追加提案の案件も含め、全ての議案を可決、承認していただきありがとうございました。心より感謝いたします。

さて、安倍前総理の辞任に伴い、9月16日、新たに菅内閣が発足いたしました。菅総理におかれましては、国難ともいえる新型コロナウイルス感染症への対処を急ぐとともに、経済の再生、行政のデジタル化、地方の活性化などに取り組む考えを表明されておりますので、政府においては地方とのパートナーシップを一層重視し、地方の活性化に向けた取組を力強く後押ししていただくことを期待するところであります。

市といたしましても、こうした国の動きを最大限に活用して、新型コロナウイルス感染症への対応はもとより、地方経済の活発化など積極的な取組を加速させてまいります。

そのような中、コロナの影響を受けて、ジョン万祭りをはじめ、全国カツオサミット in 土佐清水など、秋に開催を予定していた様々なイベントが残念ながら中止となりました。併せて本格的な秋の訪れとともに、季節性インフルエンザとの同時流行に対する備えも喫緊の課題であり、感染症の脅威から市民の命と健康、そして暮らしを守るために全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様におかれましては、引き続き基本である手洗い、せきエチケット、マスクの着用、3密の回避など、感染症拡大防止策の徹底と国が示す新しい生活様式に沿った取組への御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本年度めでたく88歳を迎えられる方は、市内で176名、また、最高齢の105歳を筆頭に100歳以上の方が8名、さらに今年度新たに100歳を迎えられる方が4名おられます。本来であれば、9月会議終了後には対象となられた皆様方の家庭を訪問させていただき、敬老祝い金を送り、心からのお祝いを申し上げるところですが、新型コロナウイルスによる感染者が全国的にまだ続発している状況に鑑み、皆様や御家族の安心・安全を考慮した結果、今年は訪問を見送らせていただきますが、いつまでもお元気でお過ごしくたしますよう衷心より御祈念申し上げ、簡単ではございますが、閉会に当たっての御挨拶といたします。お疲れさまでした。

○議長（永野裕夫君） これをもちまして、令和2年土佐清水市議会定例会9月会議を終了い

たします。お疲れさまでございました。

午前 11時52分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員